

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名:厚生労働省)

【事務・事業名】 労働災害防止に関する情報提供・研修	
1. 根拠法令	労働災害防止団体法第11条
2. 実施主体	中央労働災害防止協会
3. 従事者数	72人
4. 予算額	2,624百万円
5. 事務・事業の内容	<p>情報提供事業 インターネットを利用した安全衛生情報の提供、立体映像や疑似体験を取り入れた災害防止のための設備の提供、労働者の安全や健康を守るための情報を広く普及させるための月刊誌や手引書、ビデオ等の発行、海外進出企業の労働安全衛生水準の向上等を目的とした海外安全衛生情報の収集及び提供等</p> <p>研修・教育事業 事業者に代わり、労働者の安全衛生を確保するための教育・研修を実施。また、事業場における安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための教育施設における教育事業</p>
6. 民間開放の状況	労働災害防止に関する情報提供・研修事業は、労働災害防止協会が「労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動の促進」を図るため、実施する事業であるが、協会が実施しなければならないことが法令等により定められているものではなく、民間における実施について制約はない。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	<p>未だに54万人以上の労働者が被災し、重大災害は減少の傾向が見られない状況の下、労働災害の更なる減少を図るためには、労働災害防止のあらし、具体的安全衛生措置等の労働安全衛生情報を提供し、普及させるとともに、労働災害防止のための広報により、広く一般における安全意識の高揚と産業界における労働災害防止活動の活性化を図る必要がある。</p> <p>労働災害防止協会が作成・販売する労働安全衛生分野の定期刊行物、図書は、産業安全、職業性疾病予防、健康確保、快適な職場環境の形成等、広範多岐に渡るが、これら分野の図書等の多くは、作成・販売しても採算性が乏しいものが少なくなく、当該事業を廃止した場合には、民間の出版社等による代替が図られない分野が相当数存在することとなり、企業、事業場に対する安全衛生情報の提供に重大な影響を及ぼす。</p> <p>また、安全衛生教育の実施義務者は事業者であるが、一般に、事業者が教育を実施する能力を有する場合は少ない。一方で、人材育成を業務とする民間企業、団体が職長教育や特別教育の講師の養成事業に取り組むことは、労働安全衛生という分野においては専門性、採算性の点で困難な状況にある。したがって、労働災害防止協会が当該事務事業を廃止した場合、職長教育等の実施が担保されず、労働者の安全衛生に重大な影響を及ぼすものと思料される。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>当該事業については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く民間において実施することについて制度的な制約を設けていない ・ 実際に民間において実施されている場合が多い <p>ことから、更なる民間開放は検討していないが、実態的に、より多くの主体によって実施されることは労働安全衛生施策にとって有益なことであると考えている。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名:厚生労働省)

【事務・事業名】 労働災害防止に関する情報提供・研修

9. 個別の質問項目

(質問)労働安全衛生マネジメントシステムの研修は、事実上独占的に実施しているようであるが、民間で幅広く実施するための課題を伺いたい。

1 民間で実施している労働安全衛生マネジメントシステムの研修は、全てを把握している訳ではないが、以下の公益法人、民間企業において実施されており、中央労働災害防止協会が独占的に実施しているものではない。

(例: 豊田安全衛生マネジメントシステム株式会社、(社)日本能率協会、株式会社日本環境認証機構、株式会社テクノファ、株式会社グローバルテクノ)

2 昨今、大規模製造業や交通運輸業において重大な事故・災害が多発し、企業の安全に対する姿勢等に社会的な感心が高まる中で、各企業において、安全衛生の管理システムである労働安全衛生マネジメントシステムの導入の動きが広がると考えられ、それぞれの団体において関連事業が拡大していくものと考えられる。

(質問)通信制教育講座は、中災防独自の制度のようであるが、厚生労働省からの委託を受けた事業か伺いたい。また、他に実施している機関について、把握しているか、伺いたい。

1 通信制教育講座は、中央労働災害防止協会が自主的に行っている事業であり、厚生労働省からの委託に基づき実施されているものではない。

2 なお、他の労働安全衛生に係る通信制教育講座を実施している機関については、全てを把握している訳ではないが、以下の公益法人、民間企業等において実施されている。

(例: 日本能率協会、日本ビジネスカレッジ、日本経営教育センター、日本資格技能協会、PHP総合研究所)

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。